

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

将軍藤 小郡市大中臣神社



大中臣神社の境内に咲く藤の樹齢は660年と推定され、1970年に福岡県の天然記念物に指定されました。この藤は、日本三大合戦のひとつである大保原合戦で負傷した征西将軍懐良親王が奉納した「将軍藤」と伝えられています。



法改正情報

出生時育児休業(産後パパ育休)と分割取得

育児・介護休業法の改正のポイントの第2弾

1. 「出生時育児休業(産後パパ育休)」と「育児休業の分割取得」は、本年10月1日より施行されます。

その内容は次の通りです。

改正事項	産後パパ育休(育休とは別に取得可能)の内容	育児休業制度改正の内容
対象期間と取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1カ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(初めにまとめて申出)	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結し、労働者が合意した範囲で就業することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長	/	育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能



バラが次々と満開

春になって我が家の庭は、大賑わい。白モクレン、こぶしに続いて、いくつものバラが咲き誇っています。



これらのバラは、苗を購入して植えたものもありますが、切り花から、根だしをして咲かせたものなどで10株(5種類)が、次々に咲いています。



人事労務センターホームページ
<https://roumu.b-souken.com>
 Eメール : akiko@b-souken.com

賃金の毎月払いの原則と 割増賃金の翌月払い

Q&A

Q：賃金は、毎月支払いが原則だと聞いていますが、残業の締め切り日との関係で、割増賃金については、翌月払いにすることに問題ありませんか？

A：賃金の支払いに関して、労基法第24条では、締切日と支払日を定め、毎月1回以上支払うべきことが定められています。これは必ずしも当月労働した分に対応する賃金をその月のうちに支払わなければならないという意味ではありません。

Q：どういう意味ですか

A：賃金支払いの計算上、勤務実績に応じて計算する賃金の場合は、当然、締切日と支払日との間に間隔があいてなければ支払が不可能だからです。

Q：当社では、割増賃金以外の本給等（毎月決まって支給される分）については、各月の1日から末日までの分をその月の25日に支払いますが、違反にはならないと理解してよいですか？

A：そうです。賃金については、「賃金支払の五原則」として、労働基準法第24条において、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと規定されています。

この規定に基づいて、各社の就業規則（給与規程）においても、締切日や支払日、計算方法等について定められていると思います。

雇用保険料率の変更

今年度は4月と10月の2回

令和4年度の雇用保険料率変更は、4月と10月の2回行われます。

一般の事業の場合、4月の変更では、労働者負担は1000分の3のままで変更ありませんが、事業主負担が、1000分の6から6.5に変更

されました。

同じく一般の事業の場合、10月には、労働者負担分が、1000分の3から5へ、事業主負担分が1000分の6.5から8.5に変更されます。

その他、農林水産業、建設業についての詳細は、以下の表のとおりです。

*令和4年4月1日～9月30日

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産等	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

*令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産等	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000



あとかき

今年のゴールデンウィークは、飛び石とはいえ、10日連続の休暇も実現可能などの宣伝もある中で、「どこかでゆっくり過ごすのも良いかな？」など考えてみたものの、結局、3年ぶりに開催された有田の陶器市に。早朝に出発し、たいした渋滞にも会わず、ぶらぶらとお店をのぞいて回り、半日だけ楽しみました。

最終日の8日は“母の日”。2人の息子からメッセージとプレゼント。そして何よりも、スカイプでの孫たちの元気な姿とお話は、最高のいやしとなりました。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com